

0. オリエンテーション

1) 学芸員と学術情報課程の説明

- ・学芸員は免許ではない
- ・法律上の学芸員は、登録博物館に勤務している者だけ
- ・博物館も学芸員も誰が名乗っても罰則はない

2) 館園実習について

- ・3年生夏休み以降に実施、実働10日間を標準 旅費・滞在費は自己負担

3) 履修者名簿（5月後半に配布）

- ・見学や企画展示などあるので、話ができるように

4) 見学

履修者決定後の5月後半から6月に実施

- ・北海道立北方民族博物館
- ・網走市立郷土博物館・モヨロ貝塚館
- ・博物館網走監獄

5) 期末テスト7/13（水）授業時間 問題は末尾に掲載

【授業の全体構成】

- 第1講 4/12 博物館のひろがり
- 第2講 4/19 博物館の歴史
- 第3講 4/26 日本の博物館と博覧会
- 第4講 5/10 博物館法
- 第5講 5/17 学芸員と専門職員
- 第6講 5/24 博物館の調査研究
- 第7講 5/31 博物館の建築と展示室
- 第8講 6/7 学名とタイプ標本
- 第9講 6/14 自然史研究重要人名録
- 第10講 6/21 水族館学と動物園学
- 第11講 6/28 WAZAJAZA問題
- 第12講 7/5 文化財保護法と生物多様性の保全、世界遺産
- 第13講 見学：北海道立北方民族博物館
- 第14講 見学：網走市立郷土博物館・モヨロ貝塚館
- 第15講 見学：博物館網走監獄
- テスト 7/13 定期試験相当
- 取り扱う法令：博物館法、文化財保護法

# 博物館のひろがり

## 1. 博物館の範囲

- 1) どこまでが博物館か：動物園、水族館、植物園、美術館、科学館、プラネタリウム
  - 2) これって博物館 1：東京港野鳥公園、羅臼ビジターセンター、図書館の展示コーナー
  - 3) これって博物館 2：ハウステンボス、ユニバーサルスタジオ、ディズニーランド
- 「博物館」は福沢諭吉が『西洋事情』（1866）で使用し、広まった \*明治元年（1868）

## 2. 博物館の分類

- 1) 資料：総合、人文、自然、科学
- 2) 設置者：国立、公立、私立、その他 市立はどこに区分けされる？
- 3) 法令：登録、相当、類似
- 4) その他：野外、遠足、放課後、第3世代など

## 3. 博物館の多様化

- 1) 古典的博物館：東京国立博物館、大阪市立自然史博物館、大原美術館
- 2) 新しい博物館：プラネタリウム、釧路市こども遊学館、国立新美術館
- 3) 博物館とどこが違う：図書館、公民館、文化ホール、映画館、宝飾店、ウェブサイト

## 4. 世界の博物館化

- 1) 展示の普及
- 2) 記録の活用
- 3) 遺産の認知
- 4) 記憶の欲求

東京では伊勢丹新宿本店が「ミュージアム化」

伊勢丹新宿本店リモデルが小売業界を救う!? “ミュージアム化”したナンバーワン百貨店の全貌

<http://diamond.jp/articles/-/32569> ダイヤモンド・オンライン

大阪では阪急百貨店うめだ本店が「暮らしの劇場」をコンセプトにリニューアル

阪急うめだ本店は百貨店の最終形を示した 劇場型百貨店の正体と可能性は!?

<http://diamond.jp/articles/-/27273> ダイヤモンド・オンライン

## 5. 定義や法令

- 1) 博物館法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html>
- 2) イコム (the International Council of Museums : ICOM=国際博物館会議) [http://icom.museum/Museum Definition](http://icom.museum/Museum%20Definition) <http://icom.museum/who-we-are/the-vision/museum-definition.html>

イコム日本委員会 <http://www.j-muse.or.jp/icom/ja/>

\*2019年にイコム京都会議を開催。日本での初の総会。総会は3年ごとに開催。

アジアではソウル2004年、上海2010年に次いで3番目。意外ですか？

3) ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization=国際連合教育科学文化機関)

<http://www.unesco.org/new/en/unesco/>

Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone

[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL\\_ID=13063&URL\\_DO=DO\\_TOPIC&URL\\_SECTION=201.html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13063&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html)

和訳「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」

<http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/004.pdf>

2015年11月にUNESCO総会で採択された勧告

“Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society”

<http://www.unesco.org/new/en/culture/themes/museums/recommendation-on-the-protection-and-promotion-of-museums-and-collections/>

和訳「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」

[https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/UNESCO\\_RECOMMENDATION\\_JPN.pdf](https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/UNESCO_RECOMMENDATION_JPN.pdf)

\* イコムの規約やユネスコの勧告は国立教育政策研究所社会教育実践研究センター2006『博物館に関する基礎資料』「博物館についての国際的規程、条約等」にまとめられている。

[http://www.nier.go.jp/jissen/book/h18/pdf/h\\_all.pdf](http://www.nier.go.jp/jissen/book/h18/pdf/h_all.pdf) (6.7MB)

\*\* リンクが張って無くても固有名詞や重要語句はインターネットで検索閲覧しておくこと。

4) 近代博物館の条件・・・博物館概論のテーマ

- (1) 資料や展示があること
- (2) 非営利であること
- (3) 恒久的であること
- (4) 公開されていること

# 博物館の歴史

## 1. 博物館の前身

### 1) 近代博物館

- (1) 資料や展示があること      (2) 非営利であること
- (3) 恒久的であること          (4) 公開されていること

### 2) 近代以前の収集館

- ・個人収集家のコレクション collection(s)    ヨーロッパ15-17世紀の王侯貴族は珍品陳列室を愛好  
     王族のコレクション   たとえば正倉院   何時代？何年頃にできた？
- ・寺社への奉納品  
     宝物殿（ほうもつでん）

## 2. イギリスの例

### 1) アッシュモレアン博物館 Ashmolean Museum of Art and Archeology

1683 アッシュモール Elias Ashmole が公開を条件にオックスフォード大学へコレクションを寄贈

旧アッシュモレアン博物館開館（現在のオックスフォード科学史博物館）

1800年代 自然史標本をオックスフォード大学自然史博物館、民族資料をピットリバース博物館へ移管

1908 別の建物を取得移設し、Ashmolean Museum of Art and Archeology に改名

2009 新館を増設、建物の中にガラス屋根をかけるアトリウム（建物内部の中庭空間）を効果的に利用

### 2) 大英博物館 The British museum 1753年設立、1759年開館 \*設立と開館の年が異なるのはどうして？

個人の遺産が生んだ博物館 法律による保存公開、建物の資金は宝くじ

1753 ハンス・スローン Hans Sloane (1660-1753) 収集自然史資料が公開を条件に国家に寄贈

1759 初代大英博物館「モンタギュー・ハウス」開館

1823 国王の書籍が寄、図書館機能の付加、現存建物の設計開始

1857 円形閲覧室が完成、ほぼ現在の姿になる

1997 大英図書館への蔵書移転が終了、展示室の拡大

2000 グレート・コート完成

### 3) ロンドン自然史博物館の分離と独立

1862 ロンドン万国博覧会開催（跡地を自然史博物館の用地に確保）

1881 自然史部門（スローン・コレクションの中核）がサウスケンジントンに開館、資料移設作業は継続

1963 British Museum (Natural History) として独立（＝独自の評議委員会を持つ）

1985 隣接の地質博物館を併合

1992 The Natural History Museum として公式に名称変更

2009 ダーウィン・センターが開館

### 3. 他のヨーロッパ諸国の博物館

#### 1) フランス

1789 フランス革命 王室美術コレクション→革命政府の所有物

1793 ルーブル美術館（共和国博物館）開館、国立自然史博物館（王立植物園）設立

#### 2) ドイツ

プロイセン国王のコレクション→国立美術館建設の勅令（1810）

1830 ベルリン国立美術館開館

#### 3) ロシア

エカテリーナ2世（在位1762-96）が絵画や収集・製作工芸品収集

1917 ロシア革命（10月革命）王宮コレクション→エルミタージュ美術館

### 3. 百科全書と博覧会の時代

全世界の知識／資料の体系化を目指したもの。近代ヨーロッパの獲得した技術と世界観（→なんでしょう？）を具体的な資料で表現したものが博物館であり博覧会。博覧会の出品作品が博物館の基礎資料となることも多い。☒

#### 1) 分類する世界 18-19世紀

・『百科全書』（1751-1772）フランス

大阪府立図書館のデジタル図書 <http://www.library.pref.osaka.jp/France/France.html>

・リンネ『自然の体系 第10版』（1758）スウェーデン 現在の学名（=二名法）を採用（動物について）

ドイツ バイエルン州図書館 <http://reader.digitale-sammlungen.de/resolve/display/bsb10076014.html>

ドイツ ゲッチングゲン大学図書館 <http://gdz.sub.uni-goettingen.de/dms/load/img/?PPN=PPN362053006>

アメリカ 生物多様性遺産図書館 <http://www.biodiversitylibrary.org/item/10277>

\*以上のリンクはWikipedia "Systema Naturae" より [http://en.wikipedia.org/wiki/Systema\\_Naturae](http://en.wikipedia.org/wiki/Systema_Naturae)

#### 2) 万国博覧会

新技術、建築の発表の場ともなった。19世紀後半から20世紀。「博覧会」は Exhibition の翻訳（1867年といわれる）。Great Exhibition（英）、World's Fair（米）、Exposition Universelle（仏）

1851 第1回ロンドン 水晶宮（クリスタルパレス）

1862 第2回ロンドン 福沢諭吉が見学、出品をもとにビクトリア&アルバート博物館が開館

1867 第2回パリ 徳川幕府、佐賀藩、薩摩藩が個別出品 \*明治元年=1868

1873 ウイーン 日本国政府初出品 [http://www.ndl.go.jp/site\\_nippon/vienna/index.html](http://www.ndl.go.jp/site_nippon/vienna/index.html)

1876 フィラデルフィア ベルの電話、日本政府は庭園と茶室を出品

1889 第4回パリ エッフェル塔の建設、植民地パビリオン

1900 第5回パリ オルセー駅、グラン・パレ、プチ・パレ、動く歩道、アール・ヌーボー

#### <参考文献>

出口保夫. 2005. 物語大英博物館. 中央公論新社（中公新書1801）

西村三郎. 1999. 文明のなかの博物学（上・下）. 紀伊國屋書店.

吉見俊哉. 1992. 博覧会の政治学. 中央公論社（中公新書1090）.

国立国会図書館電子展示会「博覧会」 <http://www.ndl.go.jp/exposition/index.html>

ヨーロッパの博物館めぐり <http://www.h6.dion.ne.jp/~unisan/data/euromuse/euromuse.html>

# 日本の博物館と博覧会

## 1. 日本の博覧会

### 1) 博覧会の歩み

明治4年 (1871)	京都博覧会 翌年「第1回京都博覧会」開催
明治5年 (1872)	東京・湯島聖堂で官設博覧会 (文部省博物局主催) →出品物は1873年ウィーン万博へ
明治10年 (1877)	内国勸業博覧会 東京・上野公園 入場者454千人
昭和15年 (1940)	紀元二千六百年記念日本万国博覧会 (東京・横浜) →戦争で1970年まで延期
43年 (1968)	北海道百年記念・北海道大博覧会 (札幌) 内地では「明治百年」
45年 (1970)	日本万国博覧会 (大阪万博) 大阪・吹田市
50年 (1975)	沖縄国際海洋博覧会 (沖縄海洋博) 沖縄・本部町→跡地に沖縄美ら海水族館
60年 (1985)	国際科学技術博覧会 (科学万博) 茨木・つくば市
平成17年 (2005)	2005年日本国際博覧会 (愛知万博、愛・地球博覧会)

### 2) 内国勸業博覧会

第1回 明治10年 (1877)	東京・上野公園 跡地：東京国立博物館、国立科学博物館、恩賜上野動物園
第2回 明治14年 (1881)	東京・上野公園
第3回 明治23年 (1890)	東京・上野公園 入場者100万人突破
第4回 明治28年 (1895)	京都・岡崎公園 跡地：市民会館、市立美術館
第5回 明治36年 (1903)	大阪・天王寺公園 入場者4351千人 跡地：動物園、新世界・通天閣

イルミネーション、エレベータ、堺市に本格的な水族館を設置→市立水族館として1961年まで存続

\*「勸業」とはどういう意味？、勸業博覧会の目的は？

\*\*百貨店＝デパートの原形も博覧会にあるという

### 3) 大日本水産博覧会

第1回 明治16年 (1876)	東京・上野公園
第2回 明治30年 (1897)	兵庫・神戸和田岬 日本初の本格的な水族館を設置

1880-1900年あたりが日本における博覧会の時代

### 4) 万国博覧会

日本万国博覧会 (大阪万博) 昭和45年 (1970) 大阪・吹田市 ←明治元年 (1868) の100年後

テーマ「人類の進歩と調和」、展示業界の確立、「ディスプレイ」の定着、太陽の塔

跡地：国立民族学博物館 (国立学校設置法に基づく大学共同利用機関として1974年設立、1977年開館)

初代館長：梅棹忠夫 (うめさお・ただお) は日本の展示や博物館思想に大きな影響を与えた

2005年日本国際博覧会 (愛知万博、愛・地球博覧会) 平成17年 (2005) 愛知・名古屋東部丘陵

\*博覧会と博物館との大きな違いは？

## 2. 国立の博物館

1) 狭義の「国立博物館」 「の」があるかないかで意味が異なるときがある

狭義の国立博物館は東京国立・京都国立・奈良国立・九州国立の4館をさす

法律上の根拠は文化財保護法（＝文化財の陳列施設、社会教育のための機関ではない）

ほかに同様の博物館は、国立美術館5館（東京国立近代・京都国立近代・国立西洋・国立国際・国立新）

国立の博物館には博物館法を根拠とする博物館はない＝学芸員はいない

### 2) 東博と科博

東京国立博物館（東博）

国立科学博物館（科博）

出自 文部省博物館による博覧会：明治5年（1872）

創立 明治5年（1872） 明治10年（1877）

創立時の名称 文部省博物館の博覧会 教育博物館

設置根拠 文化財保護法（独立行政法人国立博物館設置法） 文部省設置法（独立行政法人国立科学博物館設置法）

3) 東京国立博物館の歩み [http://www.tnm.jp/modules/r\\_free\\_page/index.php?id=155](http://www.tnm.jp/modules/r_free_page/index.php?id=155)

1872年 文部省博物館による博覧会（東博創立年）

→博覧会事務局が内務省に移管→（内国勸業博覧会）→農商務省に移管、上野公園に本館が開館

→宮内省に移管、帝国博物館となる→東京帝室博物館に改称→

1925年 関東大震災の影響を受け、天産部＜自然史＞資料を東京博物館（現・科博）に譲渡

1938年 現在の本館が開館

1947年 文部省に移管、国立博物館と改称、文化財保護委員会付属機関

1950年 文化財保護法により文化庁付属機関となる

1952年 東京国立博物館に改称

2001年 独立行政法人国立博物館を設立（これは組織名称、博物館の名称はそのまま）

4) 国立科学博物館の概要と沿革 <http://www.kahaku.go.jp/about/summary/history/index.html>

1872年 文部省博物館による博覧会

→博物館を東京博物館に改称→教育博物館に改称（1877年・明治10年：科博創立年）

→高等師範学校（後の東京教育大学、現・筑波大学）付属となる→独立し、東京教育博物館に改称

→東京博物館に改称

1923年 東大震災により施設と資料のすべてを消失：帝室博物館より自然史資料を譲り受け（1925年）

→東京科学博物館に改称→

1931年 本館（現・日本館）が開館

1949年 文部省設置法により国立科学博物館を設置（改称）

1962年 自然史科学研究センターとしての機能付与、目黒の国立自然教育園を統合

1972年 新宿分館が完成、研究部を移転、1973年 国立極地研究所を分離、1976年 筑波実験植物園を設置

1999年 地球館展示公開開始

2001年 独立行政法人国立科学博物館となる、2002年 産業技術史資料情報センター設置

2004年 地球館全館公開

2007年 日本館改装開館、英名変更 National Science Museum, Tokyo → National Museum of Nature and Science

2012年 研究部と産業技術史資料情報センター設置が筑波地区に移転

1906年に実質的な館長となった棚橋源太郎（たなはし・げんたろう）は1950年代まで日本の博物館を牽引した。

### 3. 公立博物館、私立博物館

#### 1) 法律上の位置付け

都道府県の教育委員会の登録を受けた博物館（＝登録博物館）のみが博物館法上の博物館

博物館法では他に「博物館に相当する施設」（＝博物館相当施設）を規定

これら以外は博物館法の規定が及ばない類似施設（＝博物館類似施設）とされる

学芸員を名乗るもののうち法的根拠があるのは登録博物館の職員だけ

\*登録館以外で学芸員を名乗っても法的な意味はない

\*\*登録博物館以外では学芸員を名乗ることへの制限はない

#### 2) 登録博物館法体系：戦後の教育法体系の末端に位置、社会教育のための機関

日本国憲法

教育基本法

社会教育法

博物館法

各自治体の博物館設置条例

#### 3) 設置目的

理由／目的はそれぞれに異なる、指定文化財の展示（陳列）、史実や個人の顕彰（記念碑）など

### 4. 私立博物館の範囲

登録博物館の設置者は社団法人・財団法人・宗教法人・日本赤十字社・日本放送協会に限定

株式会社など営利目的の法人、そしてNPO法人や個人による設立の博物館は登録博物館になれない

\*博物館を使用することへの制限はない

\*\*類似施設の設置には制限がない



<参考>

日本国憲法（1946.11.3公布、1947.5.3施行）

第26条 [教育を受ける権利、教育の義務]

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

教育基本法（1947.3.31公布施行、2006年改正）

旧法 第7条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

新法 （社会教育） 第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によつて社会教育の振興に努めなければならない。

社会教育法（1949.6.10公布施行）

（市町村の教育委員会の事務） 第5条 市（特別区を含む、以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他社会教育に関する施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。 [
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十一 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十三 一般公衆に対する社会教育資料の刊行配布に関すること。
- 十四 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十五 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十六 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

（都道府県の教育委員会の事務） 第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行う外、左の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行なうこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育に関する施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。

四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。

五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(図書館及び博物館) 第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

→ 博物館法 (1951.12.1公布、1952.3.20施行)

<参考文献>

梅棹忠夫, 1990. 梅棹忠夫著作集第15巻民族学と博物館, 中央公論社,

椎名仙卓, 2000. 図解博物館史 改訂増補, 雄山閣出版, (しいな・のりたか)

鈴木克美, 2003. 水族館: ものと人間の文化史113, 法政大学出版局,

鈴木克美・西源二郎, 2005. 水族館学—水族館の望ましい発展のために: 東海大学自然科学叢書1, 東海大学出版会

関秀夫, 2005. 博物館の誕生, 岩波書店 (岩波新書953新赤版)

平凡社, 2005. 別冊太陽 日本のこころ113 日本の博覧会,

# 博物館法

## 1. 基本事項

### 1) 教育法体系での位置

日本国憲法＞教育基本法＞社会教育法＞博物館法 戦前は博物館に関する法令はなし

社会教育法の特別法 博物館（の一部）を社会教育機関として定めたもの

### 2) 法律の性格 博物館の機能を指導するもの（≠制限法）

### 3) 対象 公立博物館、私立博物館（社団法人、財団法人、宗教法人、日本赤十字社、日本放送協会＝NHK）

### 4) 博物館全体での位置 博物館＞博物館法の博物館

\*法規の階層 法律（＝国会で決める）＞政令（内閣で決める）＞省令（＝施行規則：省庁で決める）

## 2. 登録制度

博物館全体から法の目的にかなった館を審査登録（→都道府県の教育委員会の事務＝仕事）

### 1) 登録（登録博物館）

### 2) 「博物館に相当する施設」（博物館相当施設）

### 3) その他の博物館（＝類似施設→ただし条文にこの用語はない）

### 4) 登録博物館になると税制上の優遇措置がある

## 3. 学芸員

### 1) 根拠法 国家資格としての学芸員の根拠は博物館法にある

### 2) 法的に意味のある学芸員 登録博物館の学芸員のみ

### 3) 法的位置付け 社会教育機関の専門職員

博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

最終改正：平成二六年六月四日法律第五一号

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html>

## 第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のう

ち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

#### （博物館の事業）

第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。

三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。

四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。

五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。

六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。]

七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。

十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

#### （館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。

3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。

4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。

6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
  - 二 大学に二年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得した者で、三年以上学芸員補の職にあつたもの
  - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第七条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第九条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第九条の二 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

## 第二章 登録

(登録)

第十条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この条及び第二十九条において同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。同条を除き、以下同じ。）に備える博物館登録原簿に登録を受け

るものとする。

#### (登録の申請)

第十一条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所

二 名称

三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面

#### (登録要件の審査)

第十二条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。

二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。

三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。

四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

#### (登録事項等の変更)

第十三条 博物館の設置者は、第十一条第一項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

#### (登録の取消)

第十四条 都道府県の教育委員会は、博物館が第十二条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基づいて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から二年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第十五条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消しなければならない。

(規則への委任)

第十六条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第十七条 削除

### 第三章 公立博物館

(設置)

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第十九条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。]

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十五条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第二十六条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第二十四条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第十四条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

#### 第四章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第二十七条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第二十八条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

#### 第五章 雑則

(博物館に相当する施設)

第二十九条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会（当該施設（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会）が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第二十七条第二項の規定を準用する。

[以下の附則など略]



# 学芸員と専門職員

5月18日は「国際博物館の日」 International Museum Day: AMD

今年のテーマは “Museums and Contested Histories : Saying the Unspeakable in Museums”

「歴史と向き合う博物館 ―博物館が語るものは」 <https://www.j-muse.or.jp/02program/projects.php?cat=8>

## 1. 組織体制

### 1) 1部門制（ひとり体制）

総務部門 学芸員：総務、経理、施設管理、広報、収集、保存、展示、普及（教育）、研究

### 2) 2部門制

管理部門 事務員：総務、経理、施設管理、広報

学芸部門 学芸員：収集、保存、展示、普及（教育）、研究

### 3) 3部門制

管理部門 事務員：総務、経理、施設管理

事業部門 エducator、コミュニケーター：展示、普及（教育）、広報

学芸部門 学芸員：収集、保存、研究

## 2. 学芸員の守備範囲

### 1) 学芸員ひとりの場合

学芸員A 森羅万象・宇宙全体、サービスエリア（＝地域）の歴史や事象全体、すべての教育事業

### 2) 学芸員2人の場合

ケース1：学芸員A 理系：物理・化学・生物・地学のすべて、その分野の教育事業

学芸員B 文系：文化歴史全体、その分野の教育事業

ケース2：学芸員A 研究：専門分野の追求

学芸員B 教育：地域向け事業

### 3) 学芸員3人以上

ケース1：学芸員A 理系1：無機物、教育事業のすべて

学芸員B 理系2：有機物、館外活動（専門委員、寄稿、マスコミ出演）

学芸員C 文系：文化歴史全体、館の将来計画・経営

ケース1：学芸員A 生物系1：植物、ホタル

生物系2：魚類、ザリガニ

生物系3：昆虫、植物

\*経験や見聞では、おおむね学芸員が3人以上で個性的な調査研究活動が実現する。

### 3. 学芸員の役割

#### 1) 博物館法 第4条4

学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。

- ・収集
- ・保管
- ・展示
- ・調査研究
- ・その他これと関連する事業
- ・の専門的事項

#### 2) 隠れた役割

文化の窓口

研究コミュニティの出先

同好会の形成

### 4. その他の職員

#### 1) 館長

#### 2) 管理部門（事務職員）

#### 3) 新しい専門職員

### 5. 欧米（英米のみ紹介）の状況

#### 1) 博物館の部門ごとに異なる職員体制や職名

#### 2) 専門職

curator 部門長（＝各部門にひとり）もあり、一部門に多数の curator がいる部署もある

大規模館では下位職階に

研究者として associate curator や assistant curator あるいは research/scientific assistant を

さらにその下に研究費やプロジェクト付きなどの research associate を

資料管理者として collection manager を置くことが多い。

教育専門職員、俳優がいることも、ボランティアが大きな役割を果たしていることもある。

#### 3) 異なる所属（＝給料の出所）の職員が一緒にいる館もある

スミソニアン組織図 <http://www.si.edu/Content/Pdf/About/Smithsonian-organizational-chart.pdf>

博物館と研究、教育、展示は完全別部門

アメリカ自然史博物館の研究部職員録 Scientific Staff Directory

all divisions all departments: all types 663, curators 31, curator-in-charge 5, collection management 19,

vertebrate zoology all department: all types 203, curator 6, collection management 12

## 5. 学芸員（キュレーター）の実例

### 1) 国立科学博物館

山田 格（鯨類） [http://www.kahaku.go.jp/research/researcher/my\\_research/zoology/yamada/index2.html](http://www.kahaku.go.jp/research/researcher/my_research/zoology/yamada/index2.html)

窪寺恒己（頭足類） <http://www.kahaku.go.jp/userguide/hotnews/theme.php?id=0001267773454903&p=2>

松浦啓一（魚類） <http://www.kahaku.go.jp/research/researcher/researcher.php?d=matsuura>

### 2) 県立館

琵琶湖博物館の学芸員 <http://www.lbm.go.jp/active/research/detail/researcher.html>

鈴木まほろ（岩手県立博物館） <http://www.geocities.jp/curaiwt/rescue/botany.htm>

瀬尾 宏（神奈川県立生命の星・地球博物館） <http://nh.kanagawa-museum.jp/staff/data/st3.html>

### 3) 市町村立館

町田善康（美幌博物館）本学部卒業生・本課程終了者 <http://homepage2.nifty.com/shi-bihoro/newpage10.html>

波戸岡清峰（大阪市立自然史博物館） <http://www.mus-nh.city.osaka.jp/hatooka/report.html>

### 4) 大学博物館

大原昌宏（北海道大学総合博物館） <http://www.museum.hokudai.ac.jp/ohara/>

### 5) 動物園

古賀公也（釧路市動物園） <http://www.doubutsu-no-kuni.net/?cat=80>

坂東元（旭山動物園）

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/news-blog/genchannikki/news201704.html>

朝倉卓也（円山動物園） <http://sapporojinzukan.sapolog.com/e370499.html>

### 6) 水族館

小谷野有加（新江ノ島水族館学芸員） [https://www.sof.or.jp/jp/news/301-350/325\\_3.php](https://www.sof.or.jp/jp/news/301-350/325_3.php)

吉田 剛（串本海中公園センター）本課程卒業生 <http://www.kushimoto.co.jp/staffblog/update/go/>

高田浩二（福山大学、元・マリンワールド海の中道） <http://www.doubutsu-no-kuni.net/?cat=84>

## 6. 学芸員の本

浜口哲一（2000）放課後博物館へようこそ 地人書館

出所不明の口伝や伝世品となりがちな現役学芸員の仕事や新作概念をまとめています。

三木美裕（2004）キュレイターからの手紙 アム・プロモーション

北米で活躍する日本人学芸員の作品で、生々しくはありませんが、参考事例がたくさん。

太陽レクチャー・ブック編集部（2008）ミュージアムの仕事 平凡社

美術館学芸員のあつと驚く半生記と仕事術がなまなましい。

# 博物館の調査研究

## 1. 自然史博物館の調査研究

### 1) 資料の研究

#### 収集調査

##### 学術探検

ファウナ fauna とフロラ flora のインベントリー inventory

記載 (=新種記載、学名を与えること)

#### コレクションの研究

##### 所蔵調査

分類・形態・解剖

##### 科学史

### 2) 市民調査

#### アマチュア研究者や子どもの参加・参画

平塚市博物館「みんなでしらべよう」

どんな調査が向いているか

副次的にわかることがあるか

### 3) 保存と修復の技術

#### 収蔵庫の物理環境や有害生物防除

絵画や文化財の修復→いずれも専門業者や専門家による技術開発や継承が主

### 4) 展示と教育方法

展示方法の開発 映像音響機器の導入、表現手法の実験→展示業者による独自開発も多い

教育効果の測定

## 2. 動物園水族館の研究

### 1) 飼育と繁殖

・シマアジの繁殖 (大分マリーンパレス水族館)

[http://kagoshima.suigi.jp/ayumi/book/03/a03\\_01\\_02\\_05.pdf](http://kagoshima.suigi.jp/ayumi/book/03/a03_01_02_05.pdf)

・クロマグロの完全養殖 (近畿大学水産研究所)

<http://www.ecp.kindai.ac.jp/press/435/learning/maguro.htm>

### 2) 解剖と病理

・リュウグウノツカイ公開解剖実験 (京都水族館)

[http://www.kyoto-aquarium.com/news/2014/06/koukaikaibou\\_kekka.html](http://www.kyoto-aquarium.com/news/2014/06/koukaikaibou_kekka.html)

・イルカ人工尾びれプロジェクト (沖縄美ら海水族館・ブリヂストン)

<http://www.bridgestone.co.jp/csr/soc/region/japan/dolphin/history/>

### 3) 生態と行動

・シーラカンスの生態 (アクアマリンふくしま)

<http://www.marine.fks.ed.jp/coelacanth/symposium2007.html>

・ジンベエザメの回遊追跡 (いおワールドかごしま水族館) <http://ioworld.jp/study/study-316>

・沖縄美ら海水族館の調査研究活動 <https://churaumi.okinawa/about/research/>

#### 4) 保護と教育

・写真データベースの構築（神奈川県立生命の星地球博物館→国立科学博物館）

<http://www.kahaku.go.jp/research/db/zoology/photoDB/>

#### 5) 研究発表・論文一覧・漂着生物記録

・研究発表と論文一覧（新潟水族館マリニピア日本海）

<http://www.marinepia.or.jp/study>

### 3. 博物館研究の独自性

#### 1) 研究の構成

博物館あがての研究 総合研究、

共同研究 共同研究、

学芸員の研究 専門研究、個別研究

#### 2) 研究成果の発表方法

論文

学会誌

自館の紀要／研究報告

書籍

商業出版

自館の独自出版物、図録

教育活動

講座

講演会

サークル活動

展示

常設展への反映

特別展の開催→図録の出版

シンポジウム

研究者の招待

世の中への宣伝

インターネット

ウェブページの掲載

データベース／アーカイブ

#### 3) 他の研究機関との違い

求められる成果

企業の研究機関との違い

大学研究との違い

水産研究所や農業試験場との違い

国立科学博物館魚類研究者の例

#### 4) 現在の日本における課題

「研究機関」の制限

「研究者」の位置付けのない学芸員

サービスエリア概念による自主規制

千葉県立中央博物館の例

5) 文部科学省科学研究費補助金「博物館学」の事例

大学の研究が含まれる

博物館の研究の特徴とは

# 博物館の建築と展示室

## 1. 建築の読み方

### 1) 公開区域

ロビー・エントランス (玄関)

展示室

講堂

図書室

実習室

トイレ

売店 (ミュージアムショップ)

喫茶店、食堂 (カフェ、レストラン)

### 2) 非公開区域

収蔵庫

燻蒸室、荷解室

研究室、実験室

事務室

休憩室

### 3) 設備

電気

設備 (配管、空調)

展示

コンピュータ

### 4) 外構

アプローチ

野外展示

関連施設

### 5) 立地条件

地域の歴史・文化・自然などの特性

周辺人口・他施設の集積度などの環境

交通アクセス

周辺環境・地域の博物館化

防災・避難機能

## 2. 建築のポイント

### 1) 資料

保存環境

災害対策

### 2) 職員

行動面

作業面

心理面

### 3) 入館者

心理面

行動面

身体面

### 4) 動線 とくに展示室

・動くものによる分類

観客動線

職員動線

資料動線

・動き方による分類

強制動線

自由動線

・動線の決定点／結節点

出入口（幅・高さ）

天井高

階段

エレベータ

野外順路

## 3. 展示室の構造

### 1) 建築

壁

床

天井

屋根裏（小屋）



通路

2) 室内設備

空調

電力線

水道・下水

3) 展示器具

パネル（展示壁）、ステージ（展示台）、ケース（展示ケース）、什器（じゅうぎ）

照明

間仕切り（結界、パーティション）

映像機器・設備

音響機器・設備

コンピュータ、ネットワーク

4) グラフィック（解説パネル）

グラフィック graphic

バナー banner

5) サイン sign

指示注意

デザイン

6) 演出造作

内装よりは資料に近く、しかし資料ではなく、単純に装飾ともいえない展示室のテーマ性を高める造作

\*「演出造作」は造語です

7) 管理設備

防災設備：誘導灯、非常用照明、手すり、火災報知器、

保安設備：監視カメラ、防犯装置

4. ケース・パネル・照明

1) 露出展示

ケースを用いない展示方法／一部にガラス壁を使用＝半露出展示

良い点

悪い点

2) ケース（展示ケース）

・機能 資料の保存環境の提供（温湿度、防塵、地震対策）

盗難防止

来館者への安全

視線の一定化

演出（資料、空間）

・種類 壁ケース（ウォールケース、壁付きウインドウケース）

可動ケース（島ケース） ハイケース（立ち見用）／ローケース（覗き込み用）

エアタイト（気密）ケース

床下埋め込み

・付属物・補助具 ステージ（展示台、陳列台、）

支持具、吊り金具

演示具

什器

### 3) パネル（展示壁）

パネル 自立式／吊下式／壁面

メッシュパネル

システムパネル

レール 天井埋め込み、天井吊り下げ

### 4) 照明

機能 室内の照度・演色提供、空間演出

資料への照度確保、色彩再現、演出

自然採光

人工照明

照明器具

電球（ランプ、バルブ） 蛍光灯、ハロゲンランプ、水銀灯、発光ダイオード（LED）

配置 対資料

対観覧者

### <参考文献>

岡野眞，1990．記念展示館の計画と設計．建築思潮研究所編．建築設計資料28記念展示館，pp4-32．建築資料研究社．

岡野眞，2002．拡張型博物館の計画と設計．建築思潮研究所編．建築設計資料88拡張型博物館，pp4-28．建築資料研究社．

安田幸一．2008．水族館の設計法．建築思潮研究所編．建築設計資料110水族館，pp4-32．建築資料研究社．

# 学名とタイプ標本

## 1. タイプ標本と学名

### 1) タイプ標本

タイプ標本：新種を記載したときの証拠となる標本  
コレクションの価値のひとつの指標となる

## 2. 学名

ラテン語で表記される世界共通の生物名

種の名前は属名+種小名で記載される（二名法）

リンネ（Carolus Linnaeus 1707-1778）が植物は『植物の種 *Species Plantarum*』（1753）、動物は『自然の体系・第10版 *Systema Naturæ*』（1758）で採用した。これ以前の「学名」は現在は無効とされる。

### 1) *Tyrannosaurus rex* Osborn, 1905 とは？

### 2) 日本の動物の学名

キツネ	<i>Vulpes vulpes</i> (Linnaeus, 1758)
タヌキ	<i>Nyctereutes procyonoides</i> (Gray, 1834)
オオカミ	<i>Canis lupus</i> (Linnaeus, 1758)
ヒグマ	<i>Ursus arctos</i> (Linnaeus, 1758)
ツキノワグマ	<i>Ursus thibetanus</i> (Cuvier, 1823)
イタチ	<i>Mustela itatsi</i> (Temminck, 1844)
イエネコ	<i>Felis catus</i> (Linnaeus, 1758)
イノシシ	<i>Sus scrofa</i> Linnaeus, 1758
ニホンジカ	<i>Cervus nippon</i> Temminck, 1838
カモシカ	<i>Capricornis crispus</i> (Temminck, 1845)
ニホンザル	<i>Macaca fuscata</i> (Gray, 1870)
エゾリス	<i>Sciurus vulgaris</i> Linnaeus, 1758
ニホンリス	<i>Sciurus lis</i> Temminck, 1844
エゾモモンガ	<i>Pteromys volans</i> (Linnaeus, 1758)
ニホンモモンガ	<i>Pteromys momonga</i> Temminck, 1844
ユキウサギ	<i>Lepus timidus</i> Linnaeus, 1758
ニホンノウサギ	<i>Lepus brachyurus</i> Temminck, 1845
サドモグラ	<i>Mogera tokudae</i> Kuroda, 1940

\*なぜエゾリスやエゾモモンガとニホンリスやニホンモモンガの命名者、年代が異なるのか？

## 3. 生物の系統分類

2界説（民俗分類） 動物、植物

5界説（ロバート・ホイタッカー Robert Harding Whittaker）

モネラ（原核生物）、原生生物、植物、菌、動物

3ドメイン説（カール・リチャード・ウーズ Carl Richard Woese）

真性細菌、古細菌、真核生物

哺乳類の進化は、長谷川政美, 2011, 新図説 動物の起源と進化, 八坂書房.

→ 配布資料を参照のこと

# 自然史研究重要人名録

## 1. 古典古代（ギリシア、ローマ）

### 1) 古代ギリシア Ancient Greece, Αρχαία Ελλάδα Greekは形容詞、現在の正式国名は Hellenic Republic

日本では縄文時代の終わり頃（縄文文化との表現が適切、理由は後出）

科学／哲学の始まり。実験はできなかったが、観察と洞察力は現代にも通用する。

アリストテレス Aristotle, Αριστοτέλης 384–322 BC 『動物誌』 『動物発生論』 (=動物学)

テオフラストス Theophrastus, Θεόφραστος 372–288 BC 『植物誌』 『鉱物論』 (=植物学、鉱物学)

### 2) 古代ローマ Rome

日本では弥生時代（改元や遷都令のような線引き不能、地域による年代差あり、〇〇文化との表現が適切）

レンガとコンクリートを使用した土木建築は近代建築の手本、ローマ法は近代法に引き継がれている。

大プリニウス Pliny the Elder, Gaius Plinius Secundus AD 23–79 『自然誌（または博物誌）』 (=アリストテレスやテオフラストスの抜き書き)

この時期＝古典古代の西洋文明の中心は地中海沿岸。現在の西ヨーロッパは未開の地。395年にローマ帝国の分裂後、書籍と技術は東ローマ帝国が保存した。ギリシアの学問の直接の後継者はイスラム文明である（だから、大航海時代の幕開けはイスラムの支配を受けたイベリア半島＝スペイン・ポルトガルから始まった）。西ヨーロッパに近代科学が展開するのはルネサンス（＝ギリシア・ローマの学芸復興）以降だが、これは直接的には、1453年の東ローマ帝国の滅亡によって、ギリシア語文献が持ち込まれたことによる（西村三郎, 1999, 文明のなかの博物学）。ちなみに高度に発達し後世に影響を与えたものは、ギリシアは科学と哲学、ローマはローマ法と建築。

## 2. ルネサンスと近代ヨーロッパ

### 1) ルネサンス the Renaissance

ゲスナー（独）Konrad Gessner 1516–1565 『動物誌』、近代動物学へのかけはし

### 2) 近代生物学の祖

ロバートフック（英）Robert Hooke 1635–1703 コルクの細胞壁をスケッチ、『顕微鏡図譜』 *Micrographia*

レーウェンフック（蘭）Antony van Leeuwenhock 1622–1733 バクテリアの発見者

リンネ（瑞）Carl von Linné Carolus Linnaeus 1707–1778 医師・生物学者 ウプサラ大学で教鞭

二名法：『植物の種』（1753）および『自然の体系 *Systema Naturæ*』（第10版）1758–59

ラマルク（仏）Jean-Baptiste Lamarck 1744–1829 獲得形質の遺伝、「無脊椎動物」を造語、大分類を実行

### 3) 探検博物学

シュテラー（独）Georg Wilhelm Steller 1709–1746 北太平洋の生物と住民、ステラーカイギュウの記録

パラス（独）Peter Simon Pallas 1741–1811 中央アジアからシベリアの動植物調査。ゴマファザラシの記載者。[

フンボルト（独）Alexander von Humboldt 1769–1859 最も偉大な博物学者、南米探検、植物地理学の創出

ダーウィン（英）Charles Robert Darwin 1809–1882 ビーグル号世界周航、自然選択説、『種の起源』1859

ウォレス（英）Alfred Russel Wallace 1823–1913 バリ島とロンボク島の狭い海峡がユーラシアとオーストラリ

アの動物を分けることを発見。後にウォレス線を名付けられる。『ダーウィンに消された男』で有名。[

#### 4) 自然史博物館

ハンス・スローン Sir Hans Sloane 1660-1753 収集資料が国家に寄贈され大英博物館となった

ビュフォン Comte de Buffon 1707-1788 『一般と個別の博物誌』パリ王立植物園園長

バンクス Joseph Banks 1743-1820 ジェイムズ・クックの探検航海に同行、キューガーデン Royal Botanic Gardens, Kew (ロンドン) を世界屈指の植物園に育てる

・キュビエ Georges Cuvier 1769-1832 比較解剖学者、古生物学者。パリ自然史博物館勤務。

Muséum national d'Histoire naturelle 動物の四体制群 (脊椎動物、関節動物、軟体動物、放射動物)

### 3. 日本への近代生物学の浸透

#### 1) 近世：開国と長崎出島のオランダ系居留者

ケンペル Engelbert Kaempfer 1651-1716 『廻国奇観』1712、『日本誌』英語版1727

ツェンペリー (ツンベルグ) Carl Peter Thunberg 1743-1828 医師・生物学者 『日本植物誌』1784  
日本産植物の初めての近代分類学書 (二名法による同定)、標本はウプサラ大学に収蔵

シーボルト Philipp Franz von Siebold 1796-1866 文政6年 (1823) に商館医として来日。『日本』(1832-52)、『日本動物誌』Fauna Japonica 1833-52、『日本植物誌』Flora Japonica 1835-42→  
資料はオランダ国立自然史博物館・国立植物学博物館・国立民族学博物館 (ライデン) に収蔵

テミンク 1778-1858 Coenraad Jacob Temminck 1778-1858 オランダ国立自然史博物館館長  
Nationaal Natuurhistorisch Museum (現 naturalis) (初代)

シュレーゲル Hermann Schlegel 1804-1884 オランダ国立自然史博物館館長 (2代目)

#### 2) 近代：お雇い外国人

ヒルゲンドルフ Franz Hilgendorf 1839-1904 明治6-9年 (1873-86) 東京医学校で教鞭、ウミホタル  
オキナエビス、クロソイの記載、日本の魚類標本を収集、ベルリン動物学博物館 Zoologischen  
Museum (ベルリン自然史博物館 museum für naturkunde) 魚類部長 (curator) →同館に収蔵

モース Edward Sylvester Morse 1838-1925 腕足類 (ホオズキガイなど) の研究者、東京帝国大学教授として  
ダーウィンの進化論を講義、大森貝塚の発見→ピーボディ博物館 (マサチューセッツ州セーラム) に  
収蔵、館長も務める→フェノロサを紹介

フェノロサ Ernest Francisco Fenollosa 1853-1908 1878-1890と1896-1900に日本滞在、日本美術養護、  
東京美術学校設立 (1889年開校、現・東京芸術大学)

#### 3) 近代：明治の日本人

東京国立博物館、国立科学博物館、文化財保護法など現代につながる制度整備に尽力した人物、大規模な現地  
調査を実施、大学に資料を残した人物など

伊藤圭介 (いとう・けいすけ) 1803-1901 本草学・医師、シーボルトに師事

田中芳男 (たなか・よしお) 1838-1916 本草学、文部省官吏・貴族院議員、上野動物園創設に尽力、明治政府  
で博覧会を担当

棚橋源太郎 (たなはし・げんたろう) 1869-1961 東京高等師範学校 (→東京教育大学→筑波大学) 教授・東京  
教育博物館 (→国立科学博物館) 主事、生態展示 (ジオラマ) の導入、「棚橋賞」(日本博物館協会) 〔

松原新之助（まつばら・しんのすけ）1853–1916 大日本水産会、日本人初の魚類学者、ヒルゲンドルフに師事、  
水産講習所（後の東京水産大学、現・東京海洋大学）の創設者

箕作佳吉（みつくり・かきち）1858–1909 日本人初の動物学教授東大三崎臨海実験所の創設者

岡倉天心（おかくら・てんしん）1862–1913 フェノロサに師事、東京美術学校校長、臨時全国宝物取調係、  
国立博物館三館構想（東京、京都、奈良）→晩年はボストン美術館東洋部部长

牧野富太郎（まきの・とみたろう）1862–1957 独学、日本植物学の父、学術雑誌の創刊、牧野式植物図、  
牧野日本植物図鑑、高知に記念植物園

#### 4. 現代の日本

渋沢敬三（しぶさわ・けいぞう）1896–1963 「日本資本主義の父」渋沢栄一の孫、日銀総裁、大蔵大臣、自宅  
屋根裏に「アチック・ミュージアム」→日本常民文化研究所、中央水産研究所と国立民族学博物館

宮本常一（みやもと・つねいち）1907–1981 渋沢敬三がパトロン、土着文化の聞き取り、民具学会の設立  
猿回しの復興

西村三郎（にしむら・さぶろう）1930–2001 日本人には数少ない、おおきなテーマの概説書の執筆、『日本海  
の成立』『地球の海と生命』『文明のなかの博物学』『毛皮と人間の歴史』

梅棹忠夫（うめさお・ただお）1920–2010 国立民族学博物館館長（初代）、全国の主要博物館構想に関係、文  
明と博物館の思想家 『文明の生態史観』『知的生産の技術』『博情館』『情報産業』の提唱

荒俣 宏（あらかた・ひろし）1947– 『世界大博物図鑑』、博物館の擁護者、博物学時代の書籍図版の復刻

#### 5. 北海道関係者

オホーツク海周辺は世界史的にみても辺境の地域である。北海道の生物相を学会に報告した人物とは。

ブラキストン Thomas Wright Blakiston 1832–1891 軍人、貿易商、函館に20年滞在、おもに鳥類の分布から北  
海道と本州の間の津軽海峡に「ブラキストン線」を提唱、北海道千島の鳥類標本を収集→開拓使札幌  
仮博物場（現・北海道大学植物園博物館）に収蔵

八田三郎（はった・さぶろう）1865–1935北海道帝国大学初代動物学教授。両生類や爬虫類の分布から樺太と北  
海道の間の宗谷海峡に動物地理学的境界「八田線」を提唱した。

山階芳麿（やましな・よしまろ）1900–1989 アジア・太平洋地域、とくに樺太の鳥類標本収集、標本は山階鳥  
類研究所（茨城県我孫子市）に収蔵。

折居彪二郎（おりい・ひょうじろう）1883–1970 山階芳麿などの標本採集家、樺太・千島・朝鮮半島・ミク  
ロネシア・台湾・満州・中国・ベトナム・沖縄など、苫小牧出身

米村喜男衛（よねむら・きおえ）1896–1981 モヨロ貝塚の発掘、北見郷土館→網走市立郷土博物館の館長、樺  
太先住民（ニブフ・ウイルタ）との関わり→ニポポ

宮部金吾（みやべ・きんご）1860–1951 札幌農学校2期生、樺太と千島の植物を研究、北海道主要樹木図譜

館脇 操（たてやき・みさお）1899–1976 北海道大学教授 洞爺丸台風（1954）以前の北海道の森林を記録、  
千島列島の植物相を調査

#### <参考文献>

ハクスリー、2009. 西洋博物学者列伝 (Huxley, R. (ed.). 2007. The Great Naturalists.)

木原均他（監修）、1988. 近代日本生物学者小伝

# 水族館学と動物園学

## 1. 概要

### 1) 歴史

・動物園

世界では1793年 パリ植物園内の動物園 Ménagerie du Jardin des Plantes

国内では1882年 上野博物館附属動物園

・水族館

世界では1853年 ロンドン動物園内 Fish House

国内では1882年 上野博物館附属動物園内「観魚室（うおのぞき）」

2) 日本動物園水族館協会（日動水、動水協、JAZA） <http://www.jaza.jp/>

2011年現在の日本動物園水族館協会（日動水、JAZA）加盟数は動物園87、水族館66、153館園

JAZA加盟館園数<総数、 実情は水族館：国内に100、世界に500と推定（鈴木・西2010：76-77）

さて、2011年に比べて現在のJAZA加盟館園は増えたか減ったか？

3) 目的（JAZA「4つの目的」）

種の保存

教育・環境教育

調査・研究

レクリエーション

## 2. 展示

### 1) 水族館 aquarium

英語のアクアリウム aquarium の意味は？

・自動車水槽

・巨大水槽

海遊館（1990）、名古屋港水族館（1992南館, 2001北館）、ふくしま海洋科学館アクアマリン福島（2000）、

アクアワールド茨城県大洗水族館（2002）、沖縄美ら海水族館（2002）

・テラリウム terarium 水中に加え、陸上（岸边）の自然を再現した水槽

・タッチプール touch pool 水中の生物にさわられる池や水槽

・マリンランド marine land 大型プールと観客席、スタジアムのような展示

・オセアナリウム oceanarium 入り江の一部を仕切り飼育場とする方法

・水族園 神戸市立須磨海浜水族園（1987）、葛西臨海水族園（1989）

### 2) 動物園 zoo

・形態展示 種ごとに飼育、飼育施設は生存が可能なこと、昔ながらの展示

・生態展示 生息地の地形や植生を再現、サンディエゴ動物園、よこはま動物園ズーラシア（1994）

天王寺動物園

・行動展示 行動を引き出す工夫、旭山動物園（施設1997、言葉の使用2001、開館は1967）

小菅名誉園長のコラム「行動展示」

<http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/zoo/entyou/koudoutenji.html>

- ・自然動植物公園 近藤典生の思想の実現 伊豆シャボテン公園、長崎バイオパーク、名護ネオパーク  
第5回農大ロビー展「近藤典生と自然動植物公園」解説書

[http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~muse/kondo/nodai\\_kondo2015\\_note.pdf](http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~muse/kondo/nodai_kondo2015_note.pdf)

### 3) 解説

「水族館は博物館である。博物館としての水族館の解説が、魚名札だけでは物足りない。ではどうすればいいか。明白な答えは、残念ながらまだない」（鈴木・西2010：359）→ 回答してほしい。

## 3. 使命 mission

### 1) 自然保護・生物多様性の保全

- ・ 稀少種の増殖
- ・ 飼育環境の充実（環境エンリッチメント enrichment）例）イルカの遊び

### 2) 研究 動物園や水族館ならではの研究とは何か

水族館での研究の中心は、飼育から繁殖に移っており、近年は野外調査や自然保護も増加した（鈴木・西2010：364）

### 3) 教育

- ・ 博物館法の対象施設
- ・ 1と2の成果の普及

### 4) レクリエーション

- ・ 知的好奇心、科学的興味
- ・ 楽しみは生産性の向上につながる→元気を回復している（小菅正夫「私の動物園」）

[http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/zoo/entyou/sc02\\_ent015.html](http://www5.city.asahikawa.hokkaido.jp/asahiyamazoo/zoo/entyou/sc02_ent015.html)

## 4. 世界動物園水族館協会 World Association of Zoos and Aquariums WAZA

<http://www.waza.org/en/site/home>

世界動物園水族館協会の保全戦略の一覧 <http://www.waza.org/en/site/conservation/conservation-strategies>  
ターニング・ザ・タイド 保全と持続性のための世界水族館戦略（日本語版）

[http://www.waza.org/files/webcontent/1.public\\_site/5.conservation/conservation\\_strategies/turning\\_the\\_tide/AquariumStrategyJapanese.pdf](http://www.waza.org/files/webcontent/1.public_site/5.conservation/conservation_strategies/turning_the_tide/AquariumStrategyJapanese.pdf)

## 5. 飼育

### 1) 魚類

- ・ 底性魚
- ・ 回遊魚
- ・ 深海魚
- ・ 熱帯魚、冷水魚



## 2) 無脊椎動物

- ・イカ、タコ
- ・定着性の生物
- ・プランクトン

## 3) 海獣類

- ・鰐脚類
- ・鯨類
- ・海牛類
- ・ウミガメ
- ・海鳥
- ・水鳥

## 6. 保護保全への取り組み

### 1) 保護

傷病鳥獣の保護収容

傷病鳥獣の野生復帰訓練

### 2) 保全

調査や研究による保護制度への協力

保護制度関係の委員への就任

### 3) 管理

調査や研究による管理事業への協力

### 4) 増殖

- ・稀少淡水魚の増殖活動
- ・人工授精技術の追求
- ・環境省>種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）>保護増殖事業

### 5) 野生復帰

アメリカシロヅルの野生復帰事業

渡りを教える技術：カナダガンの事例（動画） Bill Lishman - Father Goose - Part 2

[http://www.youtube.com/watch?v=2jKBAAK\\_yGw&feature=relmfu](http://www.youtube.com/watch?v=2jKBAAK_yGw&feature=relmfu)

## 7. 施設・運営

1) 生物採集、海水調達 伊豆中央水産 <http://www.izuchuo.co.jp/>

・海の手配師 ブルーコーナー <http://www.bluecornerjapan.com>

2) 水槽 日プラ株式会社 <http://www.nippura.com/index.html>

3) バックヤード・取水と濾過システム（鈴木・西2010：308-323）

4) 飼料 クローバーリーフ「日本で唯一の動物園ビジネス」

NHK関西ローカル「ビジネス新伝説ルソンの壺」2012.2.19

gooテレビ番組（関西版） <http://tvtopic.goo.ne.jp/kansai/program/nhk/25414/81436/>

# WAZAJAZA問題

2015年のゴールデンウィーク明けに俄にクローズアップされ、日本の動物園水族館界を震撼させた問題。

## 参考資料

WAZAJAZA問題ネット情報の時系列的まとめ2

<http://www.bioindustry.nodai.ac.jp/~muse/text/WAZAJAZA2.pdf>

\*リンク切れの場合は、タイトルで検索する

水族館からイルカが消える!?～国際批判に揺れる現場～NHKクローズアップ現代

<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3666/index.html>

動物園クライシス～ゾウやキリンが消えていく～NHKクローズアップ現代

<http://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3507/index.html>

## 1. 問題にされたイルカの飼育

- 1) シーワールド (米・加州)
- 2) 太地からのイルカの調達
- 3) 映画「The Cove」

## 2. ラッコがいなくなる

### 1) 累代飼育の困難

ラッコ飼育個体の減少 122頭 (1994) →14頭 (2016)、繁殖可能個体は数頭

消える水族館のラッコ 高齢化、輸入も規制 日本経済新聞電子版2016-3-2

<http://www.nikkei.com/article/DGXLZO97926660S6A300C1000000/>

### 2) ゾウやキリンもいなくなる?

新興国への買い負け

### 3) 野生個体の補充の困難

- ・種の保護制度
- ・国際取引の制限＝ワシントン条約
- ・現場の判断による制限
- ・法によらない保護団体の圧力

# 文化財保護法と生物多様性の保全、世界遺産

博物館法：社会教育機関としての機能を規定、資料の収集・保存に関する規程はほとんどない。

文化財保護法：博物館資料のうち美術工芸品を包括的にカバーするほか、建造物、祭りなど無形文化や技術、景観など地理的広がりを持つ土地空間、天然記念物では動植物や鉱物も対象にする。

## 1. 文化財保護法 [文化庁]

文化庁「文化財トップページ」 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/>

### 1) 指定文化財 (指定)

国宝・重要文化財

史跡・名勝・天然記念物

重要無形文化財

重要有形民俗文化財

重要無形民俗文化財 重要無形文化財保持者の通称が「人間国宝」

手仕事技術や祭などの無形文化の保存事業は日本が進んでいる

### 2) 登録文化財 (登録)

登録有形文化財 (建造物、美術工芸品、登録有形民俗文化財、登録記念物)

管理・修理への助成 (指定文化財＝重要文化財・天然記念物、登録文化財)

保存のための調査

### 3) 埋蔵文化財

緊急発掘あるいは行政発掘の義務付け

### 4) 調査と保存

博物館での陳列と一体化した事業

例) 寺院の本堂の修復中に東博で仏像を展示する

### 5) 展示、公開

重要文化財の公開 所有者・管理団体、国 (国立博物館＝東京・京都・奈良・九州国立博物館)

〃 所有者以外の展示 (文化庁長官の許可する「公開承認施設」：「重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程」平成8年8月2日文化庁告示第9号)

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/k19960802001/k19960802001.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/k19960802001/k19960802001.html)

### 6) その他

・文化的景観 (選定)

重要伝統的建造物群保存地区

重要文化的景観

・文化財の保存技術 (選定)

選定保存技術

・文化や技術のリスト化 (選択)

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

## 2. 生物多様性の保全

### 1) 生物多様性条約

「生物の多様性に関する条約」平成5年12月21日 The Convention on Biological Diversity (CBD) 1992.5

日本語 [http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo\\_hon.html](http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html) 環境省ウェブサイト

英語 <http://www.cbd.int/convention/text/> 生物多様性条約事務局のウェブサイト

・利用の推進、原産国の権利の尊重

### 2) 生物多様性国家戦略

・新・生物多様性国家戦略（環境省2002）

概要 [http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-05/ref\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/council/14animal/y140-05/ref_02.pdf)

本文 [http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankyo/kettei/020327tayosei\\_f.html](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kankyo/kettei/020327tayosei_f.html)

3つの危機の明記

第1の危機：人間活動に伴うインパクト

第2の危機：人間活動の縮小に伴うインパクト

第3の危機：移入種等によるインパクト

・生物多様性国家戦略2010（環境省2010）

本文 [http://www.env.go.jp/press/file\\_view.php?serial=15315&hou\\_id=12273](http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15315&hou_id=12273)

閣議決定プレスリリース <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12273>

博物館については、「新」においては博物館が環境学習（226p）で記載されてのみだったが、

「2010」では、教育・学習・体験の推進やライフスタイルの転換（81p）や学校外での取組生涯学習（245p）に加え、生物多様性総合評価（61p）、生物多様性情報クリアリングハウスメカニズム CHM（266p）、地球規模生物多様性情報気候 GBIF（267p）、生物多様性情報に係る拠点整備・体制の構築（277p）で、動物園と水族館も生息域外保全（204-205p）、学校外での取組生涯学習（245p）で登場する。

\* ページ数は冊子版のもの、なおPDF版と冊子版ではページ数が異なる。

### 3) 言葉の定義と実践

保護 Protection 傷病個体の収容や個体群の維持

保全 Conservation 生息地を含む環境全体の健全な状態を維持すること、化学的内容も含む

管理 Management 生息地や植生の維持管理、個体数調整、利用調整など積極的な関わりを意味する

増殖 Breeding 飼育下での繁殖事業

## 3. 世界遺産 World Heritage

### 1) 概要

世界遺産条約 Convention concerning the protection of the world cultural and natural heritage

1972年採択、1975年発効、日本は1992年に国会承認・発効

事務局は国際機関のユネスコ

国際連合教育科学文化機関 United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO)

登録の審査はNGOが行なう

自然遺産：IUCN（国際自然保護連合）

文化遺産：ICOMOS（イコモス）

国内の主務官庁

文化遺産は文化庁 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/)

自然遺産は環境省 <http://www.env.go.jp/nature/isan/worldheritage/japanese/whabout.html>

両方に関係する外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/>

## 2) 登録

世界遺産は「登録」、指定ではない

実際の保護は国内法で行う＝保護区と認められるには法的な担保（裏付け）が必要

世界遺産だからといって国際機関が直接に規制することはない

登録は国が推薦することが必要

国は登録物件をあらかじめ「暫定リスト」に登録しておくことが求められる

・対象：記念工作物、建造物群、遺跡、自然の地域等で普遍的価値を有するもの

## 3) 登録基準

i-vi は文化遺産の項目、vii-x は自然遺産の項目、複合遺産は両方にまたがるもの

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。
- (iii) 現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは稀な証拠を示していること。
- (iv) 人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、あるいは建築的または技術的な集合体または景観に関する優れた見本であること。
- (v) ある文化（または複数の文化）を特徴づけるような人類の伝統的集落や土地・海洋利用、あるいは人類と環境の相互作用を示す優れた例であること。特に抗しきれない歴史の流れによってその存続が危うくなっている場合。
- (vi) 顕著で普遍的な価値をもつ出来事、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または明白な関連があること（ただし、この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 類例を見ない自然美および美的要素をもつ優れた自然現象、あるいは地域を含むこと。
- (viii) 生命進化の記録、地形形成において進行しつつある重要な地学的過程、あるいは重要な地質学的、自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を代表とする顕著な例であること。
- (ix) 陸上、淡水域、沿岸および海洋の生態系、動植物群集の進化や発展において、進行しつつある重要な生態学的・生物学的過程を代表する顕著な例であること。
- (x) 学術上、あるいは保全上の観点から見て、顕著で普遍的な価値をもつ、絶滅のおそれがある種を含む、生物の多様性の野生状態における保全にとって、もっとも重要な自然の生育地を含むこと

## 4) 日本の世界遺産

外務省ウェブページ「我が国の世界遺産一覧表記載物件」20件

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan\\_2.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/isan/world/isan_2.html)

自然遺産

白神山地

屋久島

知床

小笠原諸島

## 文化遺産

法隆寺地域の仏教建造物

姫路城

古都京都の文化財

白川郷・五箇山の合掌造り集落

原爆ドーム

厳島神社

古都奈良の文化財

日光の社寺

琉球王国のグスク及び関連遺産群

紀伊山地の霊場と参詣道

石見銀山遺跡とその文化的景観

平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群

富士山－進行の対象と芸術の源泉

富岡製糸場と絹産業遺産群

明治日本の産業革命遺産

国立西洋美術館本館

## 複合遺産

なし

見学：北海道立北方民族博物館

レポート課題 1：北海道立北方民族博物館の宣伝チラシの作成（10点）

目的：配布場所は網走市内、行くかどうか迷っている観光客に来館を決心させる

様式：A 4 判片面 1 枚、手書き、用紙は厚紙を配布

色数、図版の貼り付け、筆記用具・画材など自由

裏面に学科・学籍番号・氏名を記載のこと

条件：1) 来館や問合せに必要な情報は掲載のこと

2) 見学で感じたことを活かした内容とすること

3) 記載内容は現実に基づくこと（架空の内容は入れない）

提出期限： 月 日（水）6 時限（授業時間）

見学：網走市立郷土博物館・同モヨロ貝塚館

レポート課題 2：モヨロ貝塚館の展示評論（10点）

目的：モヨロ貝塚館の展示改善のための基礎資料

様式：A 4 判片面 1 枚、ワープロ使用、800-1200字+図版 1 点（手書き可、写真可、ただし貼付不可）

表面最上部に学科・学籍番号・氏名を記載のこと

条件：1) 評論文は全体と個別事項の両方を記すこと

2) 図版はとくに改善が必要と考えた展示を選択すること

3) 図版に、現状の展示と改善方法（赤）の両方を記すこと

提出期限： 月 日（水）6 時限（授業時間）

見学：博物館網走監獄

レポート 3 課題：博物館網走監獄の案内読み物（コラム、エッセイ）を作成する（10点）

目的：掲載紙は国内線の機内誌。博物館をとおして、網走監獄と北海道開発の歴史を伝える

様式：A 3 判見開き 1 枚、白黒、手書き、600-800字+図版（の指示）1-4点、用紙は1mm方眼紙を配布

最上部に学科・学籍番号・氏名を記載のこと

条件：1) JALやANAの機内誌を想定してつくること

2) 提出作品は見開きのレイアウト文章と図版の想定を記すこと、キャプションも記載

3) 文字やレイアウトの美しさや適切さも評価対象

提出期限： 月 日（水）6 時限（授業時間）

\*レポートの作成にインターネットや書籍を参考資料としてもよい。しかし、よい作品は体験が生み出す

\*相談して作成してよいが、提出はひとりずつ、また独自性（オリジナリティ）をとくに評価する

## 博物館概論定期テスト問題

1. 近代博物館について概要を説明しなさい。その際、成立した地域とおおよその年代、代表的な博物館の名称にも言及のこと。(15点)
2. 現在の日本で想定されている博物館の機能を説明しなさい。その際、機能は3－5に分け、簡潔な名称を与えて説明すること。(15点)
3. 学芸員の仕事とは何か、博物館法の規定にふれつつ自分の考えを述べなさい。(20点)
4. 標準的な博物館（生体展示施設以外）の建物の平面図を描きなさい。その際、空間名称と観覧者・職員・資料の3つの動線を区別して記入すること。(20点)